

## 会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市伝統的建造物保存委員会

2. 開催日時 : 令和5年1月13日(金) 午後2時から午後3時まで

3. 開催場所 : 犬山市役所 2階 204 会議室

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 長谷川良夫、溝口正人、岩田敏也、梅田佳和、安田裕哉、栗谷和男

(2) 執行機関 中村教育部長

歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補

5. 協議事項

(1) 令和4年度犬山市文化財保存事業費補助事業について

(2) 令和5年度犬山市文化財保存事業費補助事業について

(3) その他

6. 会議要旨

(1) 令和4年度犬山市文化財保存事業費補助事業について

(事務局より資料に基づき、令和4年度の犬山市文化財保存事業費補助事業  
長瀬家住宅について説明)

委員:下屋の瓦1枚分、というのがよくわからなかったためもう一度説明が欲しい。

事務局:以前は下屋を瓦1枚分ほど延ばしていたが、屋根にぶつかることが多くあった。それを受け1枚分軒先を切り詰めたと聞いている。

委員:軒の両端はまた板金を巻き込む必要があるのか。また、見積書には雨樋の取替の記載がないが今のものをもう一度付け直すのか。

事務局:雨樋については今のものをそのまま使用すると業者から聞いている。軒の端については現状のまま修理する方針のため板金を巻き込む。

委員:板金巻き込みについては、無いほうがよいと思う。

委員:道路側を店にするために床を切り落とし、床に面した部分をすべて土間にするというのは一般的に非常に多いケースである。それを今度補助対象として直す際に、文化財的な理想論としては、元あった状態に戻すということで、切り落とした床をもう一度床が張って元あった状態に戻すという形となる。

委員:板金を貼っているのはケラバを切ったためであると考えられる。例えば街灯をここに建てるにあたって延びていたケラバを切った。そのため上屋のケラバはもっと延びている。そのままの切り口を、板金を貼って隠しているのではないか。袖瓦を葺けば、板金をつける必要がない。

委員長:江戸時代にはすべて土間だったと聞いた。隣の土地は売却されている。どこまで復元するかは所有者の負担の能力と市の体制にかかってくる。

委員:隣地が別所有者であれば、はみ出してひさしを延ばすことは難しい。土地の所有者が異なる場合は、はみ出ている分を切ってくれと言われれば切らざるを得ない。

委員長:隣地所有者との話し合いが重要である。

委員:図面で見ると道路境界からかなり出ているように見える。

委員:美濃市の伝統的建造物の条例を見ると、建物ごとに軒が道路に何センチ出てもよいというのが細かく示されている。

事務局:所有者・業者と話をし、結論を委員会で提示できるようにする。

委員:現状をベースに修理するというのは、妻側をトタンでやったようなところまで含めて修理するという話ではなく、この機に歴史的風致を形成する上で整えたほうがよい部分は整えるべきである。屋根の修理修繕のための補助金ではなく、歴史的風致形成建造物に対して歴史的風致に寄与するような部分で、補助を出すという趣旨から言うと、このケラバの話は重要である。また今回の補助ではここまでの範囲を行うということを記録に残さないと、二重に補助金を出すことになりかねない。

事務局:所有者と話し、記録を残すようにする。

委員:雨などの観点から、業者としては板金を巻いたほうがやりやすいのかもしれない。しかし金額面でいえば板金で巻くのと袖瓦を葺くのはそれほど変わらないと思う。提案してみると意外と所有者さんと業者さんの理解を得られるかもしれないのでアドバイスを試みては。

委員:土地境界で建物がはみ出している場合、指定文化財の場合は軒を切ることができないため出ている分だけ下の土地を隣地所有者から購入するという事例もある。歴史的風致の向上にそぐわないところは常に出てくるので留意いただきたい。

## (2) 令和5年度犬山市文化財保存事業費補助事業について

(事務局より資料に基づき、令和5年度に予定の犬山市文化財保存事業費補助事業本町車山蔵について説明)

委員:側面の壁は今のトタンを張ったままか。

事務局:今の予定では張り替える予定はない。

委員:側面も経年劣化が進んでいるように感じる。全部を同じ年にやってもよいと思うが側面に手をつけ

ない理由はなぜか。

委員:これは町内の車山蔵である。業者に見てもらったところまだ大丈夫という判断をしたためこのままという話になっている。

委員:予算を加味してとりあえずこのままでというこのままなのか、まだ直さずに使用できるからという意味のこのままなのか不明である。次回修理する際に今回直した箇所に影響を与えず直すことは難しい。足場など重なる出費は出てくると思うが、小分けに補助を出す運用は認めるべきである。しかしそのまま残す理由は把握しておくべきである。

委員:本音を言うと町内としては一度に事業費を出すのは非常に大きな負担となる。小分けに補助してもらい、本当に悪い部分のみを直して、また20年30年後に補助していただいたほうが助かる。

事務局:費用比較しながら、次の工事も見据えてということで、先ほどの案件同様一度業者も交えて話をさせていただく。

### (3) その他

(事務局より資料に基づき、歴史的風致形成建造物について説明)

委員:歴史的風致形成建造物については、この委員会の所掌ではない。議論したもの、すべきものを定義しておかないと筋違いな主張をしかねない。歴史まちづくり協議会で判断すべきところを伝統的建造物保存委員会でも協議すると重複してくる意見等も出てくる。うまくリンクするように一度ご議論いただきたい。